

京田辺市立保育所における  
風水害及び地震における対応マニュアル

京田辺市立河原保育所

令和2年4月1日改訂

<目次>

1	はじめに	2
2	風水害及び台風等による対応	3
3	雷等による対応	5
4	光化学スモッグ注意報発令時の対応	6
5	微小粒子状物質（PM2.5）への対応	7
6	地震による被害対策と発生時の対応	8
7	地震発生時における保育の場所や時間帯毎の対応	10
8	保育所における必要物資と保管	12
9	安全確保のための組織体制	13
10	関係機関への通報・連絡先	14
表1	年間の避難訓練計画	15
表2	震度ごとの対応表	16
表3	自衛消防組織	17

## 1 はじめに

暴風雨や地震等の自然災害の発生を防ぐことができませんが、日頃から準備や避難訓練等により被害を最小限にすることは可能なことです。さらに、災害時やその後の保育所における対応について、マニュアル化しておくことは児童の安全確保や不安を和らげるとともに、保護者の方に理解と協力を得、安心して対応していただくことができます。

本市では、『京田辺市地域防災計画』を基本に、「市立保育所における風水害及び地震における対応マニュアル」を作成いたしました。

このマニュアルは、災害時の基本的な行動手順としますが、実際には災害の規模や各保育所の実態や状況により、児童と職員の命を最優先に総合的な判断や柔軟な対応を心掛けた対応をしてください。

河原保育所分園の対応は、河原保育所（以下、「本園」という。）と同じものとする。

本園と分園は常に連絡を取り合い、情報共有に努めること。

## 2 風水害及び台風等による対応

\*気象業務法に基づく発令は、現在、市町村ごとに発表される。

本市に『暴風警報及び暴風雪警報（以下「警報」という。）』が発令された場合、災害の発生が予想されることから、河原保育所は閉所するものとする。

\*保育時間中の場合は、「子ども連絡網（フェアキャスト）」を活用して、届出のある保護者に対して一斉発信で「情報提供」と「お迎えの協力依頼」を行う。その後、確認返信の無い保護者と届出のない保護者には、個別に電話等による「情報提供」と「お迎えの協力依頼」を行う。

### （1）警報発令の時間帯による対応

① 午前 7 時現在で警報が発令中

解除までの間は保育所を閉所し、児童は自宅等での待機とする。

② 午前 10 時までに警報が解除された場合

警報が解除となった時点で、保育所を開所し保育を開始する。この場合は給食の提供は行う。

③ 午前 10 時以降に警報が解除された場合

警報が解除となった時点で、保育所を開所し保育を開始する。しかし、給食の提供はできないので、児童は弁当を持参し登所する。

### （2）避難の勧告・指示発令時の対応

① 避難準備情報が発令

避難準備を進め、対策本部と協議を行った上、同本部職員の誘導により河原保育所の洪水時における広域避難場所である田辺中学校へ避難を始める。なお、状況により近くの高い建物の上層階に避難できるものとする。

## ② 避難勧告が発令

直ちに、対策本部と協議を行った上、同本部職員の誘導により河原保育所の洪水時における広域避難場所である田辺中学校へ避難を始める。なお、状況により近くの高い建物の上層階に避難できるものとする。

## ③ 避難指示

直ちに、対策本部と協議を行った上、同本部職員の誘導により河原保育所の洪水時における広域避難場所である田辺中学校へ避難を始める。なお、状況により近くの高い建物の上層階に避難できるものとする。

## ④ 避難時における注意事項

避難する時は、避難先等の情報を保育所玄関に掲示する等の伝達を確実に行う。保育所をあける時は、停電をしていても必ず、電気のブレーカーを落とすこと。

## (3) 児童の預かり場所

① 保護者の帰宅困難等の理由により迎えが遅れる場合は、原則24時間（1泊）広域避難場所である田辺中学校または保育所で預かることとする。

② 移動する時は、避難先等の情報を保育所玄関に掲示する等の伝達を確実に行う。保育所をあける時は、停電をしていても必ず、電気のブレーカーを落とすこと。

### 3 雷等による対応

\*気象庁発令の雷注意報・警報が発令された時、児童が園庭にいる場合は、直ちに施設内に移動させる。また、発令が出されていない時でも、雲行きの状況や遠くで雷の音が聞こえた場合は、直ちに安全のために施設内に移動させる。

\*お迎え時の雷や豪雨等は、天候状況が落ち着くまで施設内で待機するよう保護者に働きかける。

#### 4 光化学スモッグ注意報発令時の対応

- \*光化学スモッグ注意報が発令された時は、児童の園庭での遊びを取りやめ、施設内に移動させる。
- \*発令された旨の情報は輝くこども未来室からの連絡待ちではなく、普段から情報収集に努める。
- \*朝から急激な気温の上昇等、気象の変化に十分注意する。

## 5 微小粒子状物質（PM2.5）への対応

\*微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中の浮遊する粒子の中でも、特に粒径の小さいものをいう。主に工場の煤煙や自動車の排ガスなどに含まれ、粒子が極めて小さいため、肺の奥まで入り込みやすいなどから、人への健康影響が懸念されている。

\*京都府は午前5時から正午までの平均値が、山城エリア内の1局でも基準を超過した場合に、「注意報」を発表する。さらに、夕方に翌日の超過予測も行い、超過する恐れがある時は「注意報の発表の前日予想」を発表する。

\*市は、府から「注意報」及び「注意報の発表の前日予想」を受けた場合は、関係部所に連絡する。

### (1) 注意報発表時に市の対応（抜粋）

- ① 関係部所に連絡をする。
- ② 市ホームページで、注意報発表中であることを知らせる。

### (2) 連絡について

#### ① 「注意報」の場合

微小粒子状物質に係る注意報の連絡網及び輝くこども未来室緊急連絡網を活用して連絡をする。連絡時間の目安は午前7時から午後1時までの間。

#### ② 「注意報の発表の前日予想」の場合

微小粒子状物質に係る注意報の連絡網及び輝くこども未来室緊急連絡網を活用して連絡をする。連絡時間の目安は午後4時から5時15分までの間。

### (3) 保育所での対応

- ① 屋外での活動や外出は中止とする。
- ② 室内においても換気や窓の開閉は最小限にする。
- ③ 呼吸器系や循環器系疾患の児童には、体調に応じてより慎重に行動をする。

## 6 地震による被害対策と発生時の対応

### (1) 保育所における安全整備

#### ① 家具等の転倒防止について

施設内の家具（整理ダンス、本棚、テレビ等）は、L字型の金属製留め具で壁面固定とする。テレビ・ピアノは重量もあり転倒すると危険であるため、必ず転倒防止策を講じる。

特に、お昼寝場所の安全整備や安全確保を図る。

#### ② 危険な家具の撤去と防止策

カドのある家具はぶつかって怪我をしないように、ゴムや発砲スチロールなどでクッション等を設ける。また、避難経路には食器棚や本棚などガラスを使用した家具を置かない。既に設置している時は、ガラス面にシートを貼り飛散防止策を講じる。

#### ③ 道具の整理整頓

避難経路には障害物等がないことを常に確認しておく。棚の上には落下による怪我や避難時の邪魔になるので、遊具は積まない。二次被害（踏んで怪我をする）の原因にもなるので、道具類は普段から低い場所で整理しておく。

#### ④ ガラスの飛散防止

保育所に設置されているガラスには、飛散防止フィルムを貼付する。なお、強化ガラスは不要とする。

### (2) 連絡体制や発信情報

① 電話等の通信網が不通となった場合、情報収集や被害状況報告等は、各施設の「地域防災無線」を使用する。その使用方法について、平常時から十分習熟しておくものとする。

② 毎月「5」のつく日は防災無線利用の日とし、日常的に操作を熟知するものとする。

③ 保護者への情報収集や伝達手法は、次の情報の提供を行う。

「京田辺市防災情報メール」

「子ども連絡網（フェアキャスト）」

「災害用伝言ダイヤル 171 等」

「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」

### （3）気象庁の震度レベル毎の対応

① 震度 4 の地震が発生した場合

市総括部（安心まちづくり室）を中心とする監視体制。輝くこども未来室長召集。

② 震度 5 弱及び 5 強の地震が発生した場合

地震災害警戒本部（A 号体制）が設置。輝くこども未来室担当課長召集。

③ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は A 号体制では対処できないほど被害拡大した場合

地震災害警戒本部（B 号体制）を自動設置。市の組織及び機能の総力をあげて対応する体制。

### （4）避難訓練の実施

毎月実施する避難訓練（年間の訓練計画）は、表 1 のとおりとする。

## 7 地震発生時における保育の場所や時間帯毎の対応

### (1) 開所時間帯における対応

- ① まずは児童の安全確保を図る対応に徹する。施設内における安全な区域（園庭・遊戯室等）を、施設の耐震状況に応じて決めておく。また、保育の状況（園庭遊びや保育室内、散歩等施設外保育やイベント等）に応じた避難経路は予め決めておき、職員間で習熟しておく。
- ② 震度のレベルにかかわらず、地震が一定落ち着いたら、所長は施設内の被害状況等について詳細な把握を行い、輝くこども未来室担当課長又は対策本部に報告し、その後の対応等について協議を行い、指示を受ける。
- ③ 震度3以下の場合は、被害があれば輝くこども未来室担当課長に報告をする。また、関連被害（驚いて逃げようとして怪我等をした等）が発生した場合も報告する。

### (2) 震度ごとの対応表

表2のとおりとする。

### (3) 保護者への連絡や児童の引き渡し

- ① 震度5弱以上の地震があった時は、保育を中止する。保育所から連絡がなくても、保護者が迎えにくるよう、事前（入所時及び各年度開始時）に周知しておく。  
震度によらず震源地や施設の被害状況により保育の中止等の対応を行なう場合があることや、保護者には災害発生時における保育所の対応や保護者の心構え等について、事前に文書で周知し、理解を得ておく。
- ② 災害時のお迎えに来る人を予め引渡しカードを作成しておく。引渡し時は、保護者に引渡し時間と署名をもらう。保護者以外に引渡す時は、児童本人や関係等の聞き取りを行い、確実な引渡しを心がける。

#### (4) 児童の預かりや避難場所

- ① 保護者の帰宅困難等の理由により迎えが遅れる場合は、原則24時間（1泊）保育所で預かることとする。
- ② 施設が本震や余震により安全ではないと判断した場合は、対策本部と協議を行った上で、予め指定されている広域避難場所等に児童とともに移動する。移動方法や体制等は、所長が危険性等を考慮した上で安全な手法を担任等に指示する。
- ③ 移動する時は、避難先等の情報を保育所玄関に掲示する等の伝達を確実に行う。保育所をあける時は、停電をしていても必ず、電気のブレーカーを落とすこと。
- ④ 河原保育所の震災時における広域避難場所は、田辺東小学校。

#### (5) 開所時間外における対応（日曜日・祝日、年末年始、夜間、早朝）

- ① 保育所が開設していない時間帯に起きた場合は、所長は輝くこども未来室職員とともに、施設の被害状況を把握し、対策本部に報告する。
- ② 保育の開始や閉所の判断（時間や今後の対応も含めて）は、輝くこども未来室担当課長及び対策本部と協議し決定する。  
保護者への情報提供は、「子ども連絡網（フェアキャスト）」等の活用し、一定のルール（地震の規模に応じて、その情報伝達の手法を予め想定）を事前に提示しておく。
- ④ 地震発生後の保育所職員の出務等は、地域防災計画及び輝くこども未来室担当課長の判断に基づき必要な業務を所長が指示する。
- ④ 施設の被害により保育の実施が困難となった場合、広域避難場所や被害を回避できた保育所で広域的な保育の実施等について、対策本部と協議する。

## 8 保育所における必要物資と保管

保育所では次の物を日常的に確保及び準備しておく。数量は、入所児童数の5分の1を目安とする。

- 食料〔粉ミルク、乾パン、飲料水、米〕
- その他〔紙オムツ、哺乳びん、食器（紙皿）、割り箸、懐中電灯、ラジオ（充電式）、救急箱、卓上コンロ（ボンベ）、ビニール袋、おんぶひも、予備電池、笛、軍手〕

## 9 安全確保のための組織体制

(1) 災害時には、即時に行動が取れるよう防災意識を整理しておくことが大切である。そのためには、保育所職員が自分の役割や行動手順に沿って任務を遂行できるよう、訓練を通じ習熟しておくことが必要である。

(2) 保育所における防災組織及びその役割について、毎年、組織名簿等の作成を行い、訓練時において生かすと共に、その役割についても柔軟に対応できるようにする。

(3) 組織体制と役割は、次のとおりとする。

- ① 通報連絡班
- ② 救助班
- ③ 消火班

自衛消防組織・編成は、表3のとおりとする。

## 10 関係機関への通報・連絡先

機 関 名	電 話 番 号	防災無線
京田辺市役所（代表）	0774-63-1122	100
京田辺市輝くこども未来室	0774-63-1310	654
京田辺市安心まちづくり室	0774-64-1307	201
京田辺市消防本部	0774-63-1125	102
田辺警察署	0774-63-0110	110
河原保育所	0774-62-2681	681
河原保育所分園	0774-62-4377	
草内保育所	0774-62-1054	682
三山木保育所	0774-62-2055	683
南山保育所	0774-62-3641	684
田辺中学校	0774-62-0021	411
田辺東小学校	0774-62-4348	406
草内小学校	0774-62-0054	407
三山木小学校	0774-62-1055	408
同志社大学	0774-65-7010	
同志社国際高等学校	0774-65-8911	414

表 1 年間の避難訓練計画

7月	地震を想定
9月	台風を想定
1月	地震を想定

**表2 震度ごとの対応表**

	震度3以下	震度4	震度5弱～5強	震度6弱以上
保育室	地震発生後、すぐに保育室の中央に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、すぐに保育室の中央に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。保育室の中央に移動し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。保育室の中央に移動し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。
遊戯室	地震発生後、すぐに遊戯室の中央に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、すぐに遊戯室の中央に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。保育室の中央に移動し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。遊戯室の中央に移動し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。
園庭	地震発生後、すぐに園庭の中央に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、すぐに園庭の中央に集まり、建物やフェンス等の倒壊に備える。揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。園庭の中央に移動し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。園庭の中央に移動し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。
外出	地震発生後、周辺を見渡し安全と思われる場所に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、周辺を見渡し安全と思われる場所に集まり、揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。周辺を見渡し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。現状を所長に報告をする。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。	地震発生後、その場で低い姿勢をとる。周辺を見渡し建物や門柱などの倒壊に備える。 頭を覆うものがあれば、頭を隠す。 揺れがおさまれば、児童の動搖を取る。現状を所長に報告をする。 余震にそなえ、田辺東小学校に移動する。
職員室職員	児童の状況を把握する。 揺れがおさまれば、施設の点検を行う。	児童の状況を把握する。 揺れがおさまれば、施設の点検を行う。	児童の状況を把握する。 揺れがおさまれば施設の点検を行う。 施設の破損状況を輝くこども未来室担当課長へ報告する。	児童の状況を把握する。 揺れがおさまれば、施設の点検を行う。 施設の破損状況を輝くこども未来室担当課長へ報告すると共に、その後の対応等について協議・指示を受ける。
給食室職員	ガス等の元栓を閉める。 調理室内を点検し、所長へ報告する。	ガス等の元栓を閉める。 調理室内を点検し、所長へ報告する。	初期消火及び消火活動を行う。 調理室内を点検し破損状況等を所長へ報告する。	初期消火及び消火活動を行う。 調理室内を点検し破損状況等を所長へ報告する。

表3 自衛消防組織

